

2023年度 会計年度任用職員連絡会独自要求書

- 1 会計年度任用職員は、職場での経験を重ねることにより、職務内容は質的に向上し、その責任も重くなっていることから、職責に見合う報酬額となるよう見直すこと。当面、行政職2級を適用し、上限額を引上げること。
- 2 一定の勤務年数を経験した者を対象に、相対的に報酬上限額の高い会計年度任用職員の募集を可能とするよう報酬額を見直すこと。行政職の場合、2級以上の報酬とすること。
- 3 すべての会計年度任用職員に退職金、住居手当、扶養手当相当額の報酬を支給できるよう改善を行うこと。
- 4 常勤職員とは異なり会計年度任用職員には年間 2.55 月の期末手当のみの支給となっているため、モチベーション向上、および勤務条件確保のために期末手当の支給月数を引上げること。
- 5 一時金の「1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者に支給しない」とする支給条件を見直すこと。
- 6 やむを得ず、会計年度任用職員に時間外勤務を命令する場合、その内容について所属長は十分に精査すること。ただし、必要と認められる時間外勤務に対する報酬は確実に支給するための予算措置を行うこととし、勤務時間の割振変更を行わないこと。また、会計年度任用職員に時間外勤務を強いることがない人員体制を確保すること。
- 7 県および県関係職場で働く職員の最低賃金を1,500円以上とすること。
- 8 高い専門性が求められる職種については、常勤職員として採用すること。
- 9 会計年度任用職員の育児時間休暇、介護休暇、介護時間、短期介護休暇、妊娠障害休暇、および生理休暇を有給化することとし、常勤職員との均衡ある措置を講じること。とりわけ、有給の私傷病特別休暇を常勤職員同様90日にすること。
- 10 会計年度任用職員については、業務の必要性がある限り雇用を継続すること。
- 11 地方自治法改正により2024年度以降、会計年度任用職員に勤勉手当が支給可能となったが、常勤職員と同一の支給月数とすること。また、2024年6月支給にあたっては2023年12月から勤務期間を計算すること。
- 12 会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給する場合、業績評価のための人事評価制度の評価結果の活用については、現行制度のとおり簡易な方法とすること。

2023年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県職員組合

執行委員長

杉本

高



滋賀県職員組合会計年度任用職員連絡会